


広報

たまかわ

91
10
No. 302



台風18号、19号による被害総額は
約1億8,200万円(関連記事2~3ページ)

豪雨大風が村内に大きなツメ跡



壊された小屋と倒れた杉の木

上下の写真を見て何かお気付きになりましたか？上の写真は9月18日蒜生地区の金波川、同じく下の写真はその翌日のものです。上の写真の右下には大きな木と小屋がありますが、下の写真にはありません。台風18号による大雨で増水した水の力によって流されてしまいました。

9月19日の台風18号と秋雨前線がもたらした集中豪雨、翌週9月27日夜間の強風を伴った台風19号は本村にも大きな被害を及ぼしました。道路や河川などへの復旧を要する被害箇所は52箇所、被害額は約1億5千万円。また、水稲やきゅうり、りんごなどの農作物への被害は約3千2百万円にも及びました。

雨は降り始めてからの雨量が128ミを記録し、阿武隈川沿の小高・中・竜崎地区では田畑が冠水、4棟の住宅が床下浸水しました。乙字ヶ滝では川の水が滝見不動の土台まで増水。また、蒜生地区の金波川阿弥陀橋付近でも村道が崩れて通行不能になるなど村内各地に大きなツメ跡を残しました。

この被害のキズ跡をいやし始めていた9月27日には強風を伴った台風19号が襲い、収穫期をむかえたリンゴやきゅうりなどの農作物へ大きな被害を与えました。また、松の木が倒れ通行不能になった村道もあり、自然の力をまざまざと見せつけました。



大風で落ちてしまったリンゴ(竜崎地区)



武隈川の水は、田や畑まで押し寄せた(小高地区)

通行できなくなった自転車道(竜崎地区)



水が盛り上がっている所が乙字ヶ滝、水は滝見不動まで達した。



水をかぶって全滅のキュウリ(中地区)



相互交流はますます盛んに

鹿谷郷から
25名が来村

強い関心
野菜の種類などに

次に訪れた村保健センターでは久保木保健課長から村の保健事業概要の説明の後、センター内を研修。特に自動血圧計は人気があり、各々が自分の血圧を計っていました。次に今回の訪問目的の農業関係研修では泉農協を見学。一行は、事務所やAコープ、出荷施設、予冷庫などを興味深そうに見入っていました。中には、野菜の種類などを買う人もいて農業に関する関心の高さを感じました。

一行は、昼食をはさんで、乙字ヶ滝、福島空港、新築された泉中学校を見学したあと、トイソーサッシ玉川工場を研修しま



した。トイソーサッシでは中三川工場長の歓迎あいさつの後に、葛西課長の案内で工場内を見学。護林協会の方々は材料等に、婦人会の方々はシヨールムに関心があったようです。



打ち解けた雰囲気
相互交流

26日夜に八幡屋で開かれた歓迎会には、玉川村日華親善友好都市提携推進協議会の会員や役員と、今までに鹿谷郷を訪れた村民ら120人が出席し、一行と交流を図りました。

また、今年7月に鹿谷郷を訪れた石川地方町村会の方々も出席され、会長の富永浅川町長から「今後益々交流が深まることを祈念します」とあいさつをいただきました。

以前に鹿谷郷を訪れた方たちとあつて一緒に記念写真を撮る人、台湾式の乾杯をする人など



再会を喜び合う姿が会場のあちこちで見られ、打ち解けた雰囲気の中でお互いに交流を深めました。

27日の午前中には村就業改善センターでの経済交流と保健センターでの婦人交流に分かれて打合せ会を開催。凍頂ウーロン茶の販売についてや、婦人会同士の交流についての話し合いが約1時程行われ、それぞれ前向きな方向で進めていくことを確認しました。

村では、来年一月にふるさと創生事業による鹿谷郷訪問を計画しており、更なる交流を図る考えです。

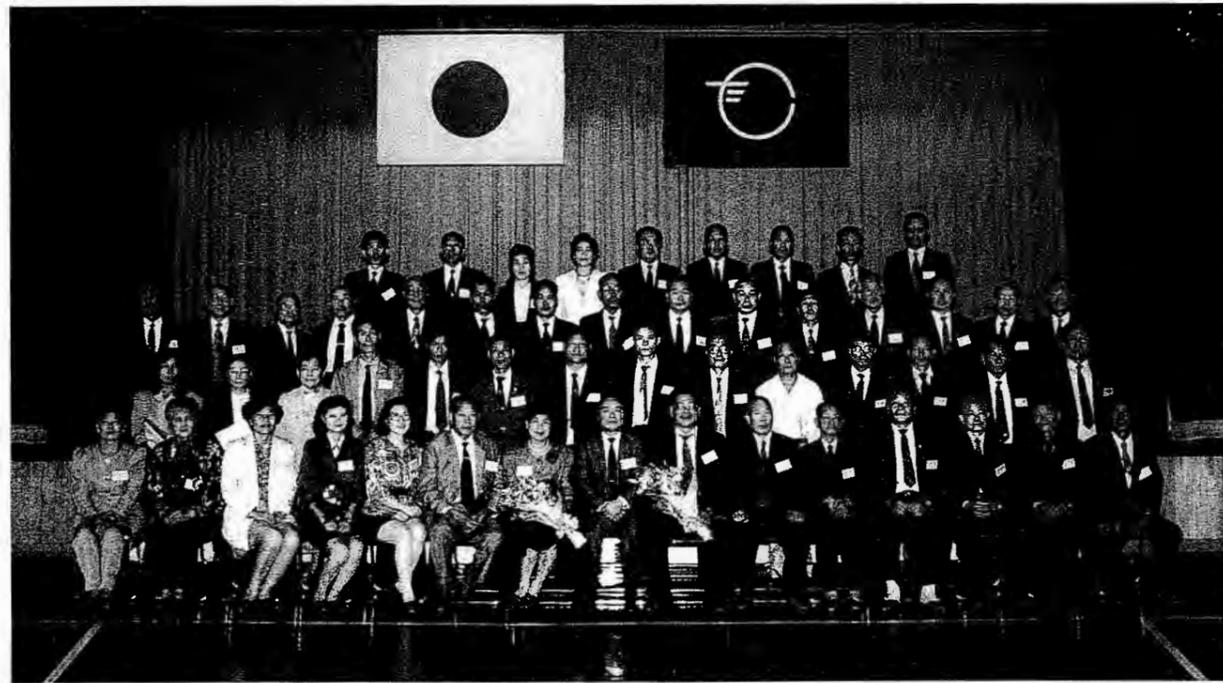


四辻分校児童の
一輪車乗りなどを見学

翌、26日の村就業改善センターでの歓迎会では、お互いに出席者を紹介したあと、車田村長が歓迎のあいさつをされました。これに対し、村光演理事長

今回来村した25人は、林光演理事長をはじめとする鹿谷郷護林協会の方々18人と、林光演理事長夫人の陳探鳳さんが理事長を務める鹿谷郷婦人会の方々7人です。

一行は9月25日の夜に宿泊先の母畑温泉八幡屋に到着。待ち受けた玉川村日華親善友好都市提携推進協議会（会長車田次夫村長）ら村関係者との歓迎夕食会で交流を深めました。



本村の友好都市である中華民国（台湾）鹿谷郷から9月25日から9月27日までの3日間の日程で鹿谷郷護林協会・婦人会考察団一行25人が来村しました。一行は、村内の農業情勢視察や村民との交流を深めるために訪れ、泉農協や福島空港の建設現場など村内を見学。また、26日夜に行われた歓迎会では、今年9月に鹿谷郷を訪れた会員を含む、玉川村日華親善友好都市提携推進協議会の会員と、今までに鹿谷郷を訪れた村民ら120人と交流を深めました。鹿谷郷からの来村は平成元年9月以来で、今回で3度目の訪問となり、相互の交流は益々盛んになっていきます。

1人あたりに使われたお金
482,732円

教育費	140,119円
土木費	105,524円
農林水産業費	70,006円
総務費	55,598円
衛生費	29,895円
公債費	25,735円
民生費	18,268円
消防費	13,692円
諸支出金	13,220円
議会費	8,492円
災害復旧費	1,485円
商工費	688円
労働費	10円

平成2年度建設事業
補助事業 11億1,987万円

泉中学校校舎建築事業	4億5,958万円
地方道改修事業	3億900万円
団体営農道整備事業	9,656万円
土地改良総合整備事業	9,545万円
公営住宅建設事業	7,695万円
新農村地区定住促進対策事業	3,582万円
母畑特定地域農業構造改善事業	3,500万円
公共土木災害復旧事業	1,151万円

単独事業 8億2,672万円

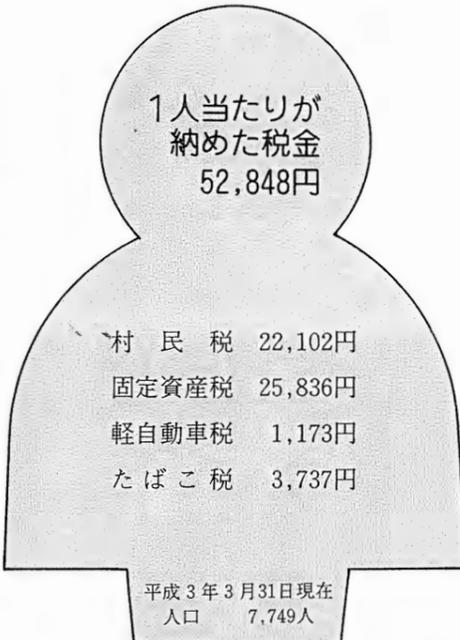
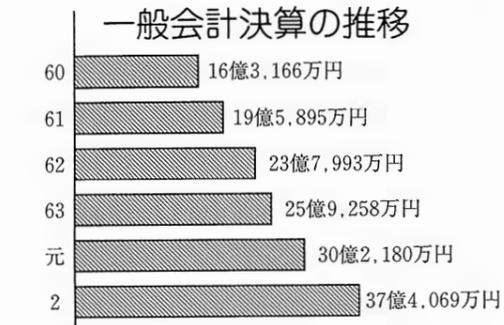
泉中学校校舎建築事業	3億6,294万円
空港関連等道路整備事業	2億6,375万円
須釜中学校用地造成事業	5,356万円
地域開発農林業対策事業	3,210万円
非補助土地改良事業	2,360万円
合併浄化槽設置事業	2,283万円
林道整備事業	2,063万円
農山漁村振興特別対策事業	2,051万円
消防施設整備事業	1,399万円
開拓地整備事業	1,281万円

平成2年度 一般会計



財政公表

決算状況



平成2年度の一般会計と特別会計の決算が、9月定例会議で承認されました。そのあらましをお知らせいたします。

歳入

前年度よりも22%の増

平成2年度一般会計の歳入決算額は、38億2,538万円。前年度に比べ6億9,134万円多い22%の増と高い伸び率となっています。主な内容は地方交付税が13%の増となり歳入全体の33.3%を占めています。繰入金は学校等建設基金繰入金により約5.7倍、国・県支出金も19.9%の増となっています。また、村税も前年度は冷害等の影響で48%の減でしたが今年度は10.7%の増となりました。全体で22%の増となりました。

73.5%が依存財源

歳入決算額を自主財源と依存財源に分けると、自主財源が全体の26.5%で前年度より0.6%上回っています。要因は、学校等建設基金繰入金等と村税の増加です。また、依存財源は前年度を0.6%下回ったものの全体の73.5%を占めています。

歳出

歳出決算の総額は、37億4,069万円。前年度に比べ7億1,889万円多い23.8%の増となっています。特に教育費は中学校建設事業等により123.5%の増で歳出全体の29%を占め、農林水産業費も31%増で全体の14.5%を占めています。土木費は逆に12.3%の減となっていますが、これは空港関連事業の一部が完了したためです。

決算収支

平成2年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額38億2,538万円、歳出総額37億4,069万円、差引残額(形式収支)8,469万円となりました。繰越明許費等の翌年度へ繰越すべき事業はありませんので実質収支額も同じく8,469万円となりました。前年度と比べると歳入で22%の増、歳出で23.8%の増になります。



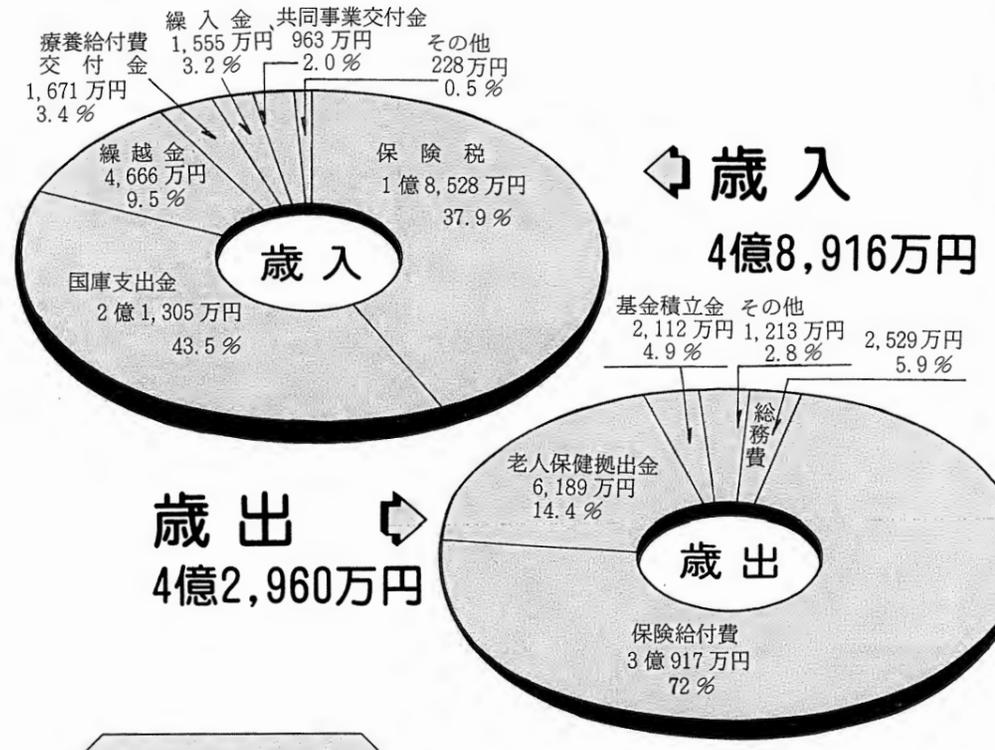
一人当り医療費は40万2,152円

平成2年度の医療諸費は2億8,205万円の前年度に比べると15%の増となっています。これは主に受給者の増と入院費用の増によるもので、平成2年度の平均受給者数は696人で前年度よりも29人多くなっています。

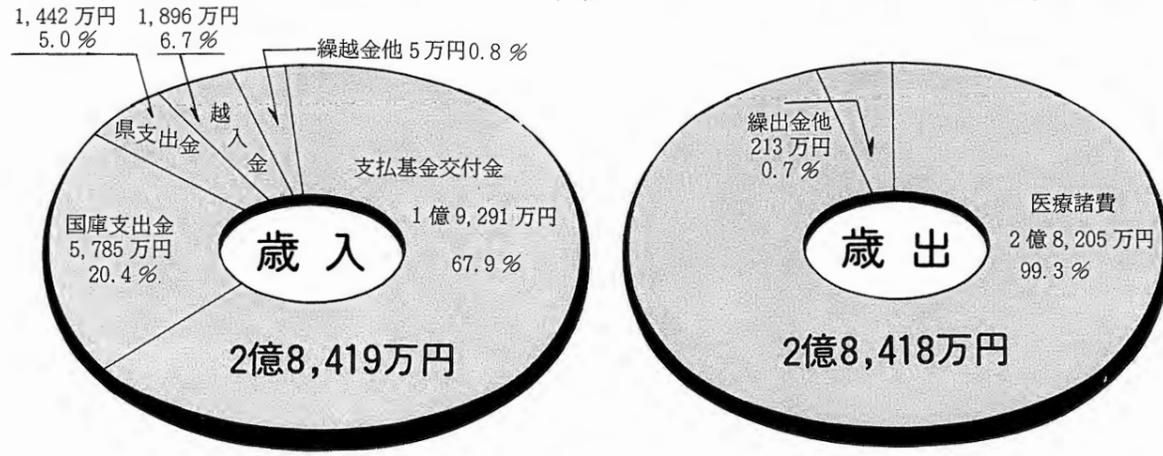
また、一人当りの医療費は40万2,152円で前年度より10%も伸びています。一人当りの医療費が増え受給者も増える傾向は、今後も続くと予想されます。

計画的に医師の診療を受け、限りある医療費を大切にしたいものです。

老人保健特別会計



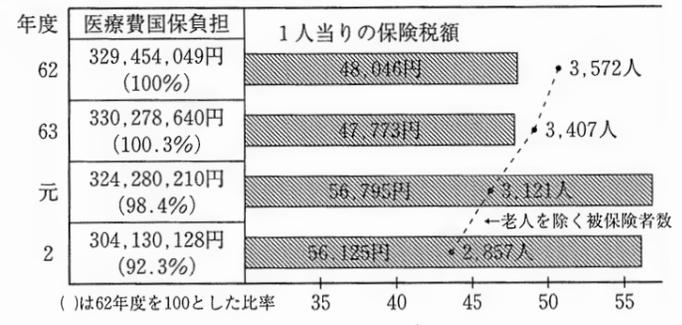
国民健康保険特別会計



被保険者と保険税

- 国保加入世帯 996世帯
 - 被保険者数(老人を除く) 2,857人
 - 1世帯当たりの保険税 186,352円
 - 1人当たりの保険税 56,125円
- ※年間平均の数字です。

医療費に見る被保険者数と保険税の推移



保険給付費内訳 3億917万円

- 療養給付費(保険者7割負担分) 17,771件 2億6,813万円
 - 療養費 (コルセット、柔道整復師など) 310件 108万円
 - 高額療養費 455件 3,553万円
 - 助産費 17件 221万円
 - 葬祭費 25件 100万円
 - 審査支払手数料 122万円
- ※医療費(1+2+3) 3億413万円

国保税・一世帯当たり 18万6千円を負担

平成2年度の国民健康保険特別会計の決算状況をみると、歳入総額4億8,916万円、歳出総額4億2,960万円で差し引き5,956万円の黒字決算となっています。

歳入の中の大きな財源は国庫支出金と国民健康保険税です。前年度と比べると全体で4,035万円、約8%の減となっています。これは被保険者数の減が主な要因で、保険税が8.5%国庫支出金も8%の減となっています。

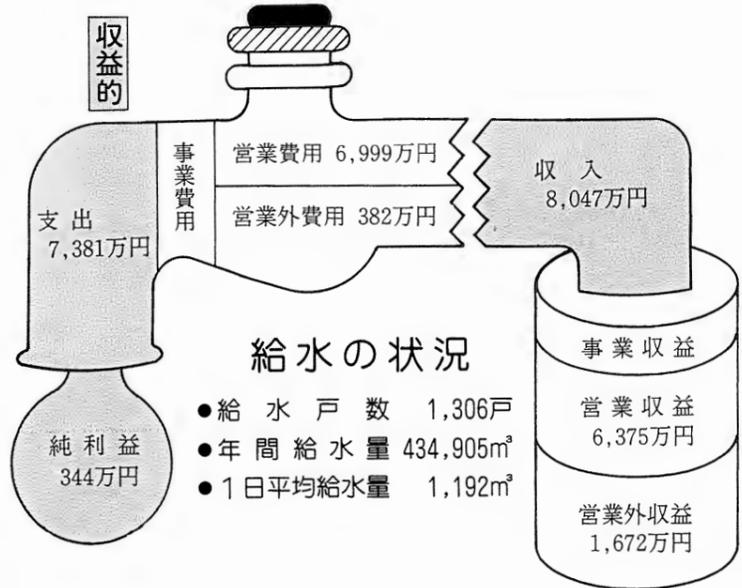
平成2年度の国民健康保険特別会計の決算状況をみると、歳入総額4億8,916万円、歳出総額4億2,960万円で差し引き5,956万円の黒字決算となっています。

歳入の中の大きな財源は国庫支出金と国民健康保険税です。前年度と比べると全体で4,035万円、約8%の減となっています。これは被保険者数の減が主な要因で、保険税が8.5%国庫支出金も8%の減となっています。

被保険者数は年々大きな減少傾向にありますが、この傾向に比べると保険給付費も減少はしていません。ほんのわずかで、村民一人一人が健康管理に対する自覚を高め、疾病の予防に努めたいものです。

水道事業会計

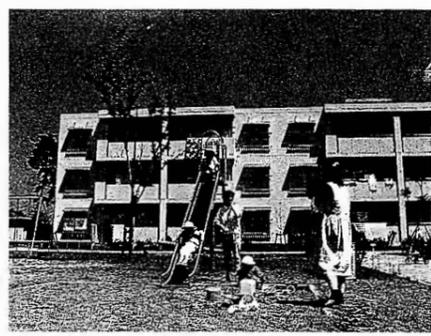
1日1人当たり給水量は 216ℓ



平成2年度玉川村広域簡易水道事業会計の大きな特徴は、資本的支出の建設改良費が1億1,816万円と前年度の約10倍になったことです。これは、水資源の確保をするためのボーリング工事や配水管布設工事などを行ったためです。この工事により2カ所から取水量870m³/日を見込むことができ、この水源を主とする第一次拡張事業を平成3年度から実施することができま

資本的

収入	一般会計補助金	9,128万円
支出	建設改良費	1億1,816万円
企業債償還金	435万円	



見事なハーモニーを披露

玉川第一小学校が県大会出場

9/18

須賀川市文化センターで開かれた第45回福島県下小・中学校音楽祭の県大会に、玉川第一小学校が石川地区代表として出場しました。子供たちは少し緊張した様子でしたが、練習の成果を発揮し見事なハーモニーを披露していました。



山小屋分団へ

岩法寺分団へ

消防力のパワーアップ

9/2 ~ 9/17

山小屋分団にポンプ積載車

消防力の強化を計るため山小屋分団と岩法寺分団に、小型動力ポンプ積載車（トヨタハイエース4WD）が引き渡されました。

9月2日には山小屋分団への9月17日には岩法寺分団への引渡式が役場前駐車場で行われ、該当区の区長や団員らが出席。車田村長が「いざという時のために管理を万全にして、消防活動にあたって下さい」とあいさつした後、鍵を小原消防団長へ手渡し、小原消防団長から各分団長へ手渡されました。

えっこれにもお米が入ってるの？
第4回石川地方米消費拡大リーダー研修会
「お米のよさを見直そう」をテーマに第4回石川地方米消費拡大リーダー研修会が村就業改善センターで行なわれました。研修会には管内の婦人の方々が大勢参加し「これにもお米が入っているの？」と思わせる料理もありました。その後の分科会による話し合いでは、米に対する活発な意見交換がなされました。



9/6



消防団幹部チームに栄冠
第18回玉川村役職員親善ソフトボール大会が村民グラウンドで行われ、議会や区長会など10チームが出場し親ほくを深めました。結果は対戦相手に1点入ると7点が与えられるという特別ルールのハンディを克服した消防団幹部チームが優勝しました。成績は次のとおり。
優勝 消防団幹部
準優勝 商工会役員
第三位 泉農協役員・役場三役課長

9/1

みんなの努力が花開く 花だんコンクールで村内3小学校が入賞

9/3

平成3年度石川地区中学校花壇コンクールで、須釜小学校が最優秀校に、また、玉川第一小学校と川辺小学校が優秀校に選ばれました。
毎年20校以上が参加するこのコンクールは、花壇の配置や構成、管理などの点から審査をし表彰するもので、同じ村から3校が入賞するのは希なこと。先生と子供たちの手入れと、地元の方々の協力のたまものです。



川辺小



玉一小



須釜小

盛大に商工会創立30周年記念式典 通産大臣賞祝賀会

9/13

玉川村商工会創立30周年記念式典と通産大臣賞受賞祝賀会が、村体育館で開かれました。式では創立30周年実行委員長の境田孝意さんの経過報告につづき、各種表彰、来賓の祝辞などがあり、その後、記念行事としてNHK解説委員岡村和夫氏の「揺れ動く内外情勢とこれからの政局」と題した講演会が行われました。



健闘に大きな拍手

消防ポンプ操法県中大会

9/13

須賀川市の西川スポーツ広場で行われた福島県消防ポンプ操法競技会県中大会に、石川地方代表として小高分団が出場しました。ポンプ車の部に出場した小高分団は、惜しくも入賞は逸したものの見事な演技を披露。かけつけた応援団からは、健闘をたたえる大きな拍手がおくられました。

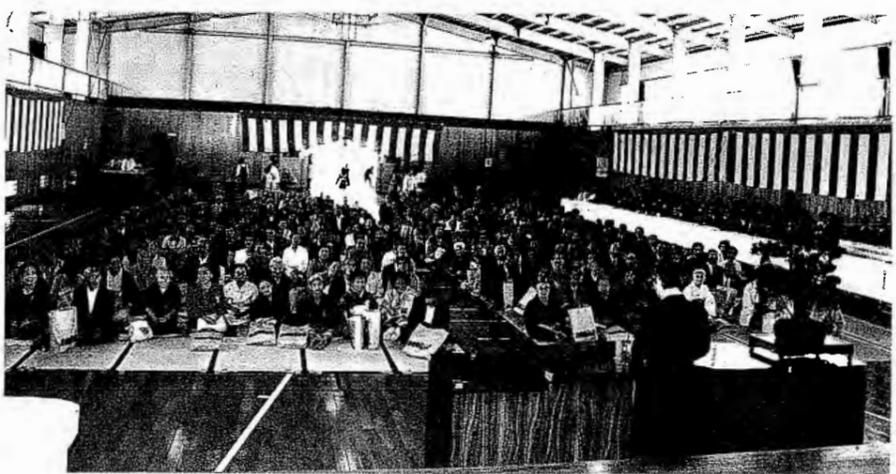
(関連写真14ページ)



一人目のお子さんから受け取れます

子どもを健やかに産み育てるための環境づくりの重要な柱として、児童手当制度が改正されます。今回の改正では、いままで二人目のお子さんから支給されていた児童手当が、一人目のお子さんから支給されるようになります。

支給額は、一人目と二人目のお子さんが月額5千円、三人目以降のお子さんが月額1万円となります。支給期間も段階的に変更していき、最終的には、すべてのお子さんの支給期間が3歳未満となります。この改正は、平成4年1月1日から実施されます。



平成3年度敬老会 招待者は439人

長生きして、ふかつたない

平成3年度の玉川村敬老会が9月15日(敬老の日)村体育館で行われました。今年度の招待者(75才以上)は439人で、そのうち約350人のお年寄りが出席しました。
式では車田村長が「今後とも体に注意して村の発展を見守つて下さい」と祝辞を述べたあと、各種記念品が贈られました。
楽しみなアトラクションには、婦人会の方々が工夫を凝らした踊りを披露。また、飛び入りで歌や踊りを披露する元気なお年寄りもいて、会場をおおい湧かせていました。



90才以上のお年寄りに記念品を贈呈
村内の90才以上の方々は昨年よりも3人増えて22人になりました。村では9月12日に長寿者訪問を行い、村長がそれぞれのお宅に伺って記念品を贈りました。



村内最高令者の関根千三さん

核家族化が進み、女性の社会進出が増え、出生率が低下している現在、子どもと家族をめぐり、状況が大きく変化しています。こうした状況の変化を踏まえ、子どもを健やかに産み育て、子どもを健やかに産み育てるための環境づくりを、総合的に進めていくことが課題となっています。なかでも、子育ての経済的な支援を行う児童手当制度は、こうした環境づくりの重要な柱として位置づけられます。

世代と世代がお互いに助け合う社会では、社会全体で将来を担う子どもたちを育てていくことが大切です。さらに、家庭で子どもを育てる機能が弱くなってきたため、育児に対してより積極的な支援をしていくことが必要です。

今回の児童手当制度の改正は、こうした世代と世代の助け合い、育児支援という考え方が行われるものです。

月額で五千円で 三才未満まで支給されます

改正のポイントは、次のとおりです。
①一人目のお子さんから、児童手当を受けられるようになります(現在は二人目のお子さんから)。なお、一人目のお子さんについては、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんから、新たに支給の対象になります。
②手当の月額額は、一人目と二人目のお子さんについて五千元、三人目以降のお子さんについては一万円になります(現在は、二人目のお子さんについて二千五百円、三人目以降のお子さんについては五千元)。
③手当をうけとることができる

期間は、三歳未満までとなります(現在は小学校入学前)。児童手当の支給期間を三歳未満とするのは、次のことを考慮したからです。
(ア)子どもが乳幼児の間は、人間形成として特に重要な時期であり、育児に手がかり、子育てに専念しなければならぬことが少なくないこと。
(イ)乳幼児や年少の幼児を養育する家庭は、両親とも年齢が若い場合が多く、収入が低い時期と考えられること。

●改正の主な内容●

	現 行	改正後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	小学校入学前	3歳未満
支給額	第1子	5,000円(月額)
	第2子	2,500円(月額)
	第3子以降	5,000円(月額)

支給の変更のため

平成六年一月まで段階的に実施

新しい制度が実施されるのは、平成四年一月一日からですが、支給期間の変更に伴い、すでに手当を受けている家庭に配慮して、しばらくは次のような措置が設けられます。
●平成四年1~12月
一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、五歳未満のお子さんが支給の対象になります。
●平成五年1~12月
一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、四

歳未満のお子さんが支給の対象になります。
●平成六年一月以降
三歳未満のすべてのお子さんが、支給の対象になります。

また、今回の改正に伴い、新たに支給の対象となる一人目のお子さんをおもちの家庭は、前もって今年の十一月から申請することになります。

詳しくは、役場住民課福祉係にお問い合わせください。



第5回 村長杯ゴルフコンペ 参加者募集

*締め切りは、10月31日です。

第5回村長杯親善ゴルフコンペを行いますので、ふるってご参加下さい。
●日 時 平成3年11月14日(木)
午前8時36分スタート
●場 所 福島石川カントリークラブ(東・中コース同時スタート)
●競技方法 18ホールズストロークプレー、新ペリア方式
●会 費 3,000円(この外に予約金5,000円)
●申込方法 村公民館へ会費と予約金を添えて
●申込期限 10月31日(木)まで
※先着80人で締め切りです。



■著者紹介■

萩原 茂裕 (はぎわら しげひろ)
1929年北海道旭川市生まれ。慶応義塾大学経済学部卒業。経営コンサルタント時代から地域開発・ふるさとづくりを手がける。現在、「日本ふるさと塾」を主宰し、まちづくりのプランナーとして、数多くの地方公共団体の地域づくり基本計画、実施計画などの策定に携わる。蓬沼門三社会教育賞受賞。著書に「手づくりのふるさと」、「日本人とまちづくり」、「レッツ・ラブ運動の展開」、「第四の教育～ふるさと教育～」などがある。

子供や孫への「贈り物」、
お互いの力でまちづくり ⑥

「役割を十分に
発揮していますか」



首長は、
住民総意の「結晶」

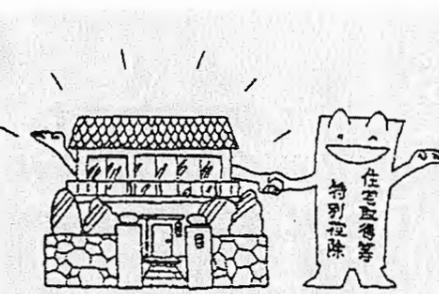
まちを良くするには、首長市長、町長、村長、住民、そして行政として行政の担当者、それぞれの役割を自覚し、もっている力を十二分に発揮しなければ、とても実現できません。まず首長ですが、その立場はあくまで住民の代表だということとです。そのまちを良くするために、住民が選んだのです。そして、自らも、能力があると思えばこそ、「私に首長の座を」と訴え、住民の支持を得たのです。ですから首長は、市役所や役場の代表ではなく、「住民総意の結晶」なのです。住民はこの首長をサポートす

る立場です。住民全員が助けてくれるから、首長は遠慮することなく、住民になり代わって、行政のプロたちに思い切った指示ができるのです。
**平和通りを
買い物公園に変える**

私の生まれ故郷、旭川市は、人口36万人。北海道では、札幌に次ぐ都市です。戦前、駅前商店街は、師団通りと呼ばれ、栄えていました。が、戦後は「人間都市」を願った市民の心が、それを「平和通り」と改称しました。そして、この「平和通り」を人間都市の商店街につくり替ようという機運が盛り上がってきました。その結果、約一キロメートルの商店街から永久に車を締め出し、国道を「買い物公園」にしようという構想が生まれたのです。昭和38年のことです。これを言い出したのは、当時37歳の若き市長でした。ところが国から北海道庁から、「気はたしかか」と言われました。地元消防署、警察からも反対されました。一番反対したのは商店

若者が
市長を盛り上げる

街の人たちでした。しかし、この「四面楚歌」の市長を助けた人々がいました。青年会議所を中心とした若者たちでした。商店街の息子さんたちが多い団体です。彼らは「商店街をつくり替えることは、子や孫のためです」と、説得を続けました。なんと8年間もかけて、反対する人たちを説いて回ったのです。市民の間にも、やる気が起きてきたことはいうまでもありません。8年もの継続の力は、大きく輪を広げました。そうなたら勇気百倍で、市長は行政のプロである市役所の職員に、「市民がやる気になってくれている。私は市民の代表だ。そして君たちは行政のプロだ。できないではなくて、できる方法を探して出してくれ！」と、号令をかけたのです。こうして、言い出してから10年後の昭和47年に、ついに買い物公園が誕生しました。そして、銀座の歩行者天国の先駆けとなったのです。



に納付することになっていきます。
▲不動産取得税…：地方税▼
不動産を取得したときにかかる税金で、マイホームの場合は取得した価額（固定資産税評価額等）に3%を掛けて税額を算出します。
▲所得税の住宅取得等特別控除▼
住宅ローンなどを利用してマイホームを新築したり増改築等して、一定の要件に該当する場合には、入居した年から6年間、住宅取得等特別控除として、各年最高20万円（平成3年4月1日以降入居の場合は25万円）を所得税額から控除することができます。
詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。



くらしの
情報

「県有財産を売り払いします」

次のとおり県有財産を一般競争入札により売り払いしますので、ご希望の方はご参加下さい。

売却物件	岩瀬郡鏡石町 大字笠石字中 央24 宅地 284.33㎡	白河市字南堀 切235-11 宅地 130.06㎡	白河市字巡り 矢3-21 宅地 122.62㎡
入札の日時	平成3年11月26日(水) 午後2時(受付1時 から)	平成3年11月27日(木) 午前11時(受付10時 から)	平成3年11月27日(木) 午後2時(受付1時 から)
入札の場所	白河市字昭和町269 福島県白河合同庁舎 3階会議室		
現地説明会	平成3年11月12日(水) 午前11時(現地)	同左 午後1時(現地)	同左 午後3時(現地)

申込受付期間 平成3年10月21日～25日
申込受付場所及
び問い合わせ先 福島県総務部管財課
〒960 福島市杉妻町2-16
☎0245(21)1111内線2274

妻のみなさんへ
戦傷病者の

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法が改正され、戦傷病者等の妻に改めて特別給付金が支給されます。支給対象者及びその額等詳しくは役場住民課☎57-3101へお問い合わせ下さい。尚、平成3年10月1日から請求受付を開始します。

事業主のみなさん
労働保険に加入していますか

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者が労働災害や失業等の保険事故のとき必要な保険給付を行います。この目的は生活の安定・社会復帰の促進・再就職の促進等を図ることで、労働者を一人でも雇用していれば加入しなければなりません。詳しくは最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所まで。

個人住居での危険物
届出が必要ですよ

個人の住居で指定数量の2分の1以上の危険物を貯蔵し、または取り扱おうとする場合は、あらかじめその旨を消防長に届出なければなりません。
(例)ガソリン 100ℓ以上
灯油・軽油 500ℓ以上
重油 1000ℓ以上
詳細は最寄りの消防署まで。

引き揚げ者の方々に
書状(内閣総理大臣名)を贈呈
平和祈念事業特別基金では、先の大戦に際し本邦以外の地域から引き揚げた方々に対して、内閣総理大臣名の書状を贈呈することになりました。対象者 引揚者等に対する特別交付金の支給要件に該当した方。方法 請求書に記入のうえ、必要な書類を添えて「平和祈念事業特別基金」〒112東京都文京区大塚5-3-13(業務第二課引揚係)あて直接送付すること。※請求書類は役場住民課にあります。

マイホームを取得した
ときの税金

マイホームを取得することは多くの方の夢ですが、この夢を実現するときには、資金計画や設計などとともに、税金について知っておくことも大切です。▲登録免許税…：国税▼
不動産を取得して、所有権の登記をするときにかかる税金です。
取得した不動産の価額（固定資産税評価額等）に税率を掛けて税額を算出し、登記申請の際

10月・11月の健康ごよみ

30日(水) 3才児健診 ㊟
午後1時

11月 1日(金) 血压デー
成人病予防教室
吉公民館
午前9時30分～

7日(木) 機能訓練 ㊟
午後1時30分～

8日(金) 乳幼児健康相談 ㊟
午前9時30分～
乳児健診 ㊟
午後1時～

14日(木) 成人病予防教室
中生活改善センター
午前9時30分～

20日(水) 母親教室 ㊟
午前9時15分～

21日(木) 機能訓練 ㊟
午後1時30分～

㊟：保健センター



○カタカナ語
インパクト…衝撃、影響

今月の納税

国民年金保険料 10月分
国民健康保険税 第4期
固定資産税 第2期
(納期限は、10月25日(金)です。
忘れずに納めましょう。)



寄付
ありがとうございます
ごぞいます

左記の方々から社会福祉活動資金として寄附をいただきました。厚く御礼申し上げます。

- 川辺の鈴木信四郎さんから 一 万円
- 川辺の坂本文男さんから 一 万円
- 川辺歌謡グループ発表会の席 トロールを実施します。

みんなでわが街を点検

10月11日から10月17日までの一週間は違反建築防止週間です。10月14日には、一斉公開建築パトロールを実施します。

上、福祉チャリティーとして

三十万円

(村社会福祉協議会)

図書券 東京精工 10万円分を寄附

東京精工(株)から村に図書券10万円分の寄附がありました。この寄附は、昨年同社の20周年記念事業で設置された「東京精工文庫」に新たな本を購入してくださると、社の創立記念日(9月16日)に贈られたものです。図書券は、村内各小中学校に配られ、子供たちのために役立てられます。

村のようす (3年9月1日現在)

	1,676戸 (+2)
	7,662人 (+8)
	3,798人 (±0)
	3,864人 (+8)

お誕生おめでとう ございます

(8月届出分)

地区	出生児氏名	保護者名
川辺	吉田 拓磨	健次
生高	野崎 夏美	隆
小高	真弓 美香	喜夫
中	三輪 健太	健夫
中	車田 美香	宗司
中	溝井 侂奈	喜浩
中	溝井 里奈	喜浩
中	三輪 葉月	勇
中	岩瀬 里花	光昌
岩法寺	大木 夏美	哲夫
吉	大和田 憲哉	寿美夫

おくやみ 申し上げます

(8月届出分)

地区	死亡者名	年齢	世帯主名
川辺	鈴木 信夫	74	信四郎
小高	坂本 イネ	78	文男

11月2日・3日・4日は 村民文化祭

玉川村体育館を中心に様々な催しが行われます。
家族そろって、お出かけ下さい。